

東ト協助成事業

令和２年度 女性ドライバー免許取得助成事業 実施要綱

令和２年４月１日制定
一般社団法人東京都トラック協会

（目的）

第１条 この要綱は、一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という）が実施する女性ドライバーの免許取得に係る助成金（以下「助成金」という）の交付に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

（事業趣旨）

第２条 ドライバー不足により女性の活躍が注目される中、女性の積極的な雇用を促進し、会員事業者における女性ドライバーの人材確保を図るため、女性従業員が大型自動車免許・中型自動車免許・準中型自動車免許の新規取得並びに８トン限定中型・５トン限定準中型自動車免許の限定解除審査（以下「免許取得」という。）費用の事業者負担に対し、その一部を助成する。

なお、本事業は働き方改革によるトラック運転者の労働時間の上限規制が適用となるまでのサンセットとし、この間に女性ドライバーを２２５人増とする。

（助成対象事業者）

第３条 助成の対象となる事業者は、東ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）で中小企業者とし、会費の滞納が無い事業者とする。なお、ここでいう中小企業者とは、次に掲げる各号のいずれかに該当する事業者とする。

- （１）資本金の額または出資の総額が３億円以下の会社であること
- （２）常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人

（助成対象ドライバー）

第４条 助成の対象となるドライバーは、東京都内の会員事業所において、営業用貨物自動車の運転に従事する女性ドライバーであって、平成３１年４月１日～令和３年２月２６日までの間に第２条に掲げる免許取得に要した費用について助成を行うものとする。

（助成交付額）

第５条 助成金の交付額は、当該年度の予算範囲内において、第２条により免許の取得に要した税抜き費用（指定自動車教習所等へ支払った費用であって、教習時間超過による延長料金は除く）の２／３とし、１００円単位で切り上げることとする。

ただし、国及び関係団体等から助成金が交付されている場合、あるいは運転者個人が免許取得費用を支払った場合は助成金を交付しないが、準中型免許の新規取得と５トン限定解除については、全ト協の取次事業として実施している「準中型免許取得助成事業」との併用を可能とする。

なお、取得した免許の種類に応じて次に掲げる各号の額を上限とするとともに、1 会員事業者あたり2 名を助成の上限とするが、令和2 年9 月30 日時点で本予算に相当の執行残がある場合には、1 会員事業者あたりの上限を見直したうえで助成する。

- (1) 大型免許の上限は267,000円とする。
- (2) 中型免許（限定解除を含む）の上限は180,000円とする。
- (3) 準中型免許（限定解除を含む）の上限は267,000円とする。

（助成金の申請手続き）

第6条 会員事業者が助成金の交付を受けようとする場合には、東ト協所定の様式「女性ドライバー免許取得助成金交付申請書」（様式1）に必要事項を記入押印の上、①指定教習所発行の会員事業者宛の領収書の写し（必ず取得した免許の種類を明記）、②運転免許証の写し（両面）、③健康保険証の写し（両面）、④在籍証明（助成金請求直前勤務日の運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳のいずれか1 点（写））⑤中小企業者であることが確認できる書類（写）（事業報告書の直近の事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ）⑥宣誓書（様式2）を添えて東ト協へ請求することとする。

（助成金の交付）

第7条 東ト協は、第6条の請求に基づき精査確認の上、適正と認めたときは会員事業者へ助成金を交付する。

（助成金の交付取り消しと返還）

第8条 会員事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、東ト協は助成金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、又は本要綱及び実施要領に違反したとき

2 前項の場合において、当該取り消しに係る助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、東ト協は会員事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

（助成金交付対象者の退職制限）

第9条 会員事業者は、助成金交付の対象となったドライバーについて、助成金交付日を起算として5 年以上自社のドライバーとして継続勤務することを原則とし、これに満たない場合においては会員事業者に対して経過年数に対応した額の返還を求めることができる。

ただし、特別な事情などにより東ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他必要な事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、東ト協が別に実施要領を定める。

（附 則）

本要綱は令和2 年4 月1 日より施行する。